

資料 1

日本図書館協会の設置する図書館の在り方検討会設置要項

2017年5月26日制定

2018年3月2日一部改正

(設置)

第1条 本会は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の設置する図書館（以下「日図協図書館」という。）の在り方検討会（以下「検討会」という。）と称し、期間を定めて設置する。

2 設置の期間は、検討会設置の日から2018年9月30日までとする。

(目的)

第2条 検討会は、本法人が設置する日図協図書館について、その在り方や管理運営の基本的事項について検討することを目的とする。

(任務)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 日図協図書館の性格について
- (2) 資料収集の基本的な考え方について
- (3) 資料提供、運営の基本的な考え方について
- (4) 図書館運営組織の在り方について
- (5) その他、目的達成のために必要な事項について

(組織)

第4条 検討会は、座長及び次の各分野の委員計12名以内で組織する。

- (1) 公立図書館の運営に精通する会員
- (2) 大学図書館の運営に精通する会員
- (3) 学校図書館の運営に精通する会員
- (4) 専門図書館の運営に精通する会員
- (5) 図書館情報学研究者等
- (6) 日本図書館協会理事

2 検討会の座長は理事長をもって充てる。

3 検討会は必要に応じて、図書館の実務担当者、研究者等に意見を聞くことができる。

4 座長は検討会を代表し、会務を総理する。ただし、座長に事故あるときは、予め座長が指名した委員がその任にあたる。

(検討会の議事)

第5条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、座長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

(報告)

第6条 座長は、第3条に規定する事項の検討結果について、検討会終了後速やかに理事会に報告しなければならない。

(事務)

第7条 検討会の事務は日本図書館協会事務局で行う。

附 則

1. この要項は、2017年5月26日から施行する。

附 則 (2018年3月2日一部改正)

2. この要項は、2018年3月2日から施行する。